

契約種別説明書

Japan 電力株式会社
2026 年 10 月 1 日改定

ガス料金その他の供給条件の内容

1 対象となるお客さま

この契約種別説明書は、以下(1)の一般ガス導管事業者の供給区域等にお住まいのお客さまで、以下(2)に該当し、かつ、当社の「ガス需給約款」に基づき当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

(1) 一般ガス導管事業者の供給区域等(詳細は、下記の一般ガス導管事業者の一般ガス供給約款を参照ください。)は、次のとおりです。

一般ガス導管事業者	供給区域等
東京ガスネットワーク株式会社	東京ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域における東京地区等のうち、茨城県日立市を除いたエリア
大阪ガスネットワーク株式会社	大阪ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域

(2) 当社が、当社の定める方式により、この契約種別説明書により算定されたガス料金を請求できること。

2 プラン種別

プラン種別は、次のとおりといたします。

供給エリア	プラン種別
東京ガスエリア	JS プラン
大阪ガスエリア	JS プラン

3 プラン料金

当社がお客さまに提供するガスの料金は、プラン種別ごとにこの契約種別説明書に定める別表第1(料金表)基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表第2(原料費調整)に定められた原料費調整額を加減するものとします。

附 則（実施期日）

1. 実施期日

この契約種別説明書は、 2026 年 10 月 1 日から実施いたします。

制改定履歴

（別表含む）

2025 年 10 月 1 日 制定

2026 年 10 月 1 日 改定

別表第 1（料金表）

【東京ガスエリア】

JS プラン（消費税等相当額込）

1 か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)
0 m ³ から 20 m ³ まで	818 円 10 銭	210 円 81 銭
20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	1,085 円 40 銭	155 円 96 銭
80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	1,243 円 80 銭	153 円 76 銭
200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	1,837 円 80 銭	150 円 46 銭
500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	5,797 円 80 銭	141 円 66 銭
800 m ³ をこえる場合	11,341 円 80 銭	133 円 96 銭

【大阪ガスエリア】

JS プラン（消費税等相当額込）

1 か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)
0 m ³ から 20 m ³ まで	683 円 10 銭	234 円 81 銭
20 m ³ をこえ 50 m ³ まで	1,228 円 33 銭	144 円 52 銭
50 m ³ をこえ 100 m ³ まで	1,472 円 17 銭	139 円 10 銭
100 m ³ をこえ 200 m ³ まで	1,867 円 25 銭	134 円 71 銭
200 m ³ をこえ 350 m ³ まで	3,156 円 80 銭	127 円 55 銭
350 m ³ から 500 m ³ まで	3,451 円 25 銭	126 円 62 銭
500 m ³ をこえ 1,000 m ³ まで	6,283 円 75 銭	120 円 32 銭
1,000 m ³ をこえる場合	6,577 円 08 銭	120 円 00 銭

別表第 2（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格：東京ガス

1 トン当たりの平均原料価格は、(6)に定められた各 3 か月間における貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A＝各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LNG 価格

B＝各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LPG 価格

$$\alpha = 0.9088$$

$$\beta = 0.0987$$

(2) 平均原料価格：大阪ガス

(6)に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たり LPG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算 式）

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9476 + \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0569$$

(3)原料費調整単価

各供給区域に対して適用する原料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。なお、東京ガスエリアにおいては、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、算出に(4)原料価格変動額①を用いる場合は切り上げ、(4)原料価格変動額②を用いる場合は切り捨てます。

原料費調整単価＝ (4)の原料価格変動額 × 2 の基準単価 / 100 × (1 + 消費税率)

(4)原料価格変動額

原料価格変動額は、次の算式によって算定された値とします。

①供給区域に応じて(1)から(2)より算出した平均原料価格が(5)で定める各供給区域の基準原料価格を下回る場合

原料価格変動額＝ 基準原料価格 － 平均原料価格

②供給区域に応じて(1)から(2)より算出した平均原料価格が(5)で定める各供給区域の基準原料価格を上回る場合

原料価格変動額＝ 平均原料価格 － 基準原料価格

(5)基準原料価格

東京ガスエリア：86,100 円

大阪ガスエリア：64,090 円

(6)原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日の翌日から 6 月の検針日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日の翌日から 7 月の検針日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日の翌日から 8 月の検針日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日の翌日から 9 月の検針日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日の翌日から 10 月の検針日までの期間

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日の翌日から 11 月の検針日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日の翌日から 12 月の検針日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日の翌日から 翌年の 1 月の検針日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日の翌日から 2 月の検針日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日の翌日から 3 月の検針日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで の期間	翌年の 3 月の検針日の翌日から 4 月の検針日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの 期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日 までの期間）	翌年の 4 月の検針日の翌日から 5 月の検針日までの期間

(7)原料費調整額

原料費調整額は、その 1 月におけるお客さまのガス使用量に (3)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、原料費調整単価の算出において(4)原料価格変動額①を用いる場合は、従量料金に原料費調整額を減算するものとし、(4)原料価格変動額②を用いる場合は従量料金に原料費調整額を加算するものとします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が 100 円変動した場合の値とし、供給区域によらず次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき 8 銭 1 厘

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、各平均原料価格算定期間における 1(1)(2)の 1 トン当たりの平均 LNG 価格、1 トン当たりの平均 LPG 価格および 1(3)(4)によって算定された原料費調整単価を当社所定の方法にてお知らせいたします。